

英国知的財産庁、特許関連手数料の改定を公表

2010年1月14日

JETRO ティュッセルトルフセンター

英国知的財産庁（UKIPO）は、1月12日、特許関連手数料の改定を公表した。2009年7月～10月に行われた意見募集の結果を反映したものであり、関連する特許規則等は2010年4月6日から施行される。主な改定内容は、以下のとおり。なお、意見募集の際に提案されていた15を超える請求項数の場合の追加手数料については導入が見送られた。また、出願手数料についての変更はない（紙出願30ポンド、電子出願20ポンド）。

- (1) 調査手数料と審査手数料の値上げ、および、電子出願の場合の調査手数料及び審査手数料の減額幅を10ポンドから20ポンドへ増加
 - ・ 調査手数料（紙出願）：100ポンド→150ポンド
調査手数料（電子出願）：90ポンド→130ポンド
 - ・ 審査手数料（紙出願）：70ポンド→100ポンド
審査手数料（電子出願）：60ポンド→80ポンド
- (2) 国際出願の調査手数料の値上げ：80ポンド→120ポンド
- (3) 5年目以降の更新手数料の値上げ
 - 5年目 50ポンド→70ポンド
 - 6年目 70ポンド→90ポンド
 - 7年目 90ポンド→110ポンド
 - 8年目 110ポンド→130ポンド
 - 9年目 130ポンド→150ポンド
 - 10年目 150ポンド→170ポンド
 - 11年目 170ポンド→190ポンド
 - 12年目 190ポンド→210ポンド
 - 13年目 210ポンド→250ポンド
 - 14年目 230ポンド→290ポンド
 - 15年目 250ポンド→350ポンド
 - 16年目 270ポンド→410ポンド
 - 17年目 300ポンド→460ポンド
 - 18年目 330ポンド→510ポンド
 - 19年目 360ポンド→560ポンド
 - 20年目 400ポンド→600ポンド
- (4) 異議申立手数料（50ポンド）は維持しつつ、争いがあり審理継続が必要な場合は追加手数料（350ポンド）を支払う制度の導入

- (5) PCT 受理官庁関連手数料の値上げ
- ・ WIPO 事務局等への転送手数料：55 ポンド→75 ポンド
 - ・ 優先権回復請求手数料（150 ポンド）の導入
- (6) 特許・意匠・商標に関する登録事項変更手数料（50 ポンド）の導入（現在は、商標権者の登録変更のみ 50 ポンドの手数料がかかっている）

— UKIPO のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2010/press-release-20100112.htm>

— 意見に対する回答は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/response-fees.pdf>

— 手数料改定の詳細は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/p-law/p-law-guidance/p-law-newfees.htm>

— 手数料改定の要約表は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/p-law-newfees.pdf>

— 本件に関する意見募集については、欧州知的財産ニュース 2009 年 7～8 月号 (Vol.33) 第 4～5 頁参照 —

http://www.jetro.de/j/patent/2009Jul_Aug/News.pdf

(以上)